可児市議会議長交際費の支出及び公表に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、可児市議会議長交際費(以下「議長交際費」という。)の適正かつ公正な執行を図るため、その支出及び情報の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(議長交際費)

第2条 議長交際費とは、議長及びこれに準ずるものが、議会を代表して対外的活動をするために必要な場合に、予算の範囲内で支出する経費をいう。

(議長交際費の支出)

- 第3条 議長交際費の支出については、その相手方や内容が相当であり、社会通念 上妥当と認められる範囲において行うものとする。
- 2 議長交際費は、特定の議員、政党その他の政治団体、宗教団体等に係る慶祝、会費、 協賛・賛助についてはこれを支出しない。

(支出区分及び支出金額)

第4条 議長交際費の支出区分及び支出金額は、次のとおりとする。

区 分	対 象 等	支出金額	
慶祝	祝賀会、記念式典、大会等に出席する 場合、祝意に係る経費	2万円以内の額	
見舞	市政・市議会関係者等の病気等に対する見舞金、災害等による見舞金・義捐金 等に係る経費	1万円以内の額 ただし、事故、災害等の内容を 考慮し、この額により難い場合 は、現に必要とする額	
弔慰	市政・市議会関係者等及びその親族の 葬儀等における香典、供花等に係る経費		
会費	各種団体等の構成員として要する経費、 各種団体等が行う懇親会、情報交換等を目的とする会合の出席に要する経費	会費相当額	
協賛・賛助	各種大会等の開催の協賛に要する経 費、各種団体等の活動趣旨賛同に要する 経費	1 万円以内の額	
その他	市議会運営上必要な交際に要する経費 として議長が特に認める経費	必要とする額又は実費相当額	

(公表の内容)

- 第5条 議長交際費の公表は、次に挙げる事項について行うものとする。
 - (1) 支出日
 - (2) 支出区分
 - (3) 支出件名

(4) 支出金額

2 前項の規定にかかわらず、公表情報に個人に関する情報であって、特段の配慮を 必要とするものが含まれる場合にあっては、これを除くものとする。

(公表の方法)

第6条 議長交際費の公表は、市政資料コーナーに備え、閲覧に供することによるもの及び可児市議会ホームページに掲載することにより行うものとする。

(見直し)

第7条 議長は議長交際費支出の内容や、金額が市民感覚とかけ離れることなくまた、 社会経済状況の変化等を十分考慮した上で、この基準の適正な執行に努めるとともに、 適宜見直しをするものとする。

(その他)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定めるものとする。

付 則

この基準は平成20年8月1日から施行し、平成20年8月1日以後に支出する交際費について適用する。

付 則

この基準は平成30年4月1日から施行する。

別表1

〇:該当の場合

区分	対象者		香典	供花等	
弔慰金	市議会議員	本人	10000円	\bigcirc	
		親族※1	5000円	\bigcirc	
	元市議会議員	本人	5000円		
	各種委員※2	本人	10000円		
	市職員	本人	5000円	\bigcirc	
	上記のほか議長が特に必要と認 めた場合		その都度協議		

- ※1 配偶者、一親等血族、本人と同居の親族
- ※2 原則として公選の委員又は議会同意を要する委員
- 注)供花等の金額は、社会通念上妥当と認められる範囲内とする。
- 注)議長が特に必要と認める場合の金額は、社会通念上妥当と認められる範囲内とする。